

市廃審 第29-001号
平成29年7月13日

市川市長 大久保 博 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会 長 三 橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第83回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会 議 録》

- [会議名称] 第 83 回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 平成 29 年 5 月 30 日 (火) 10 時 00 分～11 時 30 分
- [開催場所] 市川市役所 市川南仮設庁舎 2 階 会議室 2
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、金子俊郎委員、大場諭委員、岩田元一委員、代谷陽子委員、福島満委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、稲垣操委員、齋藤孝雄委員、石井静雄委員 (以上 13 名)
- [事務局等] (1)清掃部 大平部長、川島次長
(2)循環型社会推進課 秋本課長、河崎主幹、西倉主幹、加藤、道家、守田、田中、佐々木、田島、岡、今井、菅谷
(3)清掃事業課 金子課長、浅生主幹、宮田
(4)清掃施設計画課 阪田課長、吉川
(5)クリーンセンター 田米開所長、椎名副参事
- [傍聴者] 無し
- [会議次第] (1)開会
(2)議題「今後の不適正排出対策のあり方について」
① 前回の審議会における主なご意見等について(報告)
② 家庭ごみの不適正排出対策のあり方について
③ 事業系ごみの不適正排出対策の方向性について
(3)報告
① 平成 28 年度ごみ排出量等の実績について
② ごみ収集回数変更後の状況等について
③ 次期クリーンセンター施設整備基本計画について
④ 衛生処理場の運営について
(4)閉会
- [配布資料] 資料 1 前回の審議会における主なご意見等
資料 2 市内の集積所の状況等について
資料 3 家庭ごみの不適正排出対策の今後のあり方について(案)
資料 4 事業系ごみの不適正排出対策の方向性について(案)
資料 5 平成 28 年度ごみ排出量等の実績について
資料 6 ごみ収集回数変更後の状況について
資料 7 次期クリーンセンター施設整備基本計画(概要版)
資料 8 衛生処理場の運営について
- [会議概要] 家庭ごみと事業系ごみの今後の不適正排出のあり方について、事務局から

の資料の説明を受けたうえで、各委員からの質疑に答える形で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 00 分

三橋会長：それでは定刻になりましたので、只今から、「第 83 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開催いたします。

それでは、本日の会議を始めるにあたって、事務局から報告事項がありましたら、お願いいたします。

西倉主幹：それでは事務局から報告させていただきます。

まず、本年度の 4 月の人事異動について報告させていただきます。

清掃部長として、大平が着任しております。

清掃次長に川島が着任しております。

清掃施設計画課長に阪田が着任しております。

続きまして、本日の会議には、委員 15 人のうち半数以上が出席されており、審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので、本会議は成立となります。

また、本日の議題の中には、非公開情報は含まれておりませんので、公開会議であることをご了承ください。

よろしくお願いいたします。

三橋会長：今日の審議会の傍聴人はおりますか。

西倉主幹：今のところ、傍聴人はおりません。

三橋会長：それではさっそく、本日の議題に入りたいと思います。

次第をご覧いただければお分かりのように、本日は審議事項として、今後の不適正排出対策のあり方について、2 番目として報告事項と、この 2 つに分かれております。

それで、これから事務局に説明していただく訳ですけれども、あくまでこの審議会の目的は、諮問に答える、そのための家庭ごみの不適正排出対策のあり方について、委員の皆様から活発な意見をいただくということが、本日の会議の最大の目的になっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議題①、前回の審議会における主な意見について、事務局から報告していただきたいと思います。

【議題①の報告】（前回の資料における主なご意見等：資料 1・2）

秋本課長：循環型社会推進課長の秋本です。

それでは、資料 1 の審議会における主な意見等について、ご説明いたします。

<資料 1 前回の審議会における主なご意見等>

秋本課長：資料 1 をご覧ください。

前回の審議会で委員の皆さまからいただきました、主なご意見やご質問などについて、この資料はまとめたものであります。

いくつかをご紹介しますと、

（未然防止対策）

まず、未然防止対策につきましては、対策のポイントとなるのは、ワンルームのアパートや外国人であるといったご意見や、外国人対策につきましては、外国人コミュニティ等を通じて、できるだけまとめて行政が説明できる機会を設けた方が良いといったご意見がございました。

また、排出時間が守られないごみについても、対策が必要であるとのご意見がございました。

（ルール違反ごみへの対応の厳格化について）

2 点目の、ルール違反ごみへの対応の厳格化につきましては、罰則制度を導入した場合での、実際の適応につきましては、慎重に判断すべきであるといったご意見や、袋の開封調査を実施する場合は、プライバシーの問題を考慮すべきといったご意見をいただいたところであります。

資料 1 についての説明は以上であります。

三橋会長：引き続き、資料 2 の説明をお願いします。

<資料 2 市内の集積所の状況等について>

秋本課長：引き続き資料 2 をお願いいたします。

市内の集積所の状況等についてです。

この資料は 1 ページ 2 ページの両面からなっておりまして、まず 1 ページは、集合住宅と戸建住宅の集積所の内訳についてであります。

前回の審議会におきまして、28年度の調査結果としまして、特に排出状況が悪い集積所約800箇所のうち、8割が集合住宅、2割が戸建住宅の集積所であることから、対策の方向性としまして、集合住宅への対策が重要であるとして説明をさせていただきました。

今回の資料におきましては、資料上段の集合住宅と戸建て住宅の集計表で、市内の全集積所の割合をあわせて記載をしております。

その中で、市内全集積所の割合を見ていきますと、約22,000箇所のうち、集合住宅は約2割に対しまして、戸建住宅の集積所が約8割となっているという状況であります。このようなことから、集合住宅の排出状況が悪いということが改めて確認されたと思っております。

続いて、2面の2ページをお願いいたします。

参考の1)として、排出状況の悪い集積所のイメージ写真を掲載しております。

写真の上段は、レジ袋などで排出されている様子であります。

写真の下段につきましては、不適正に排出されたごみに警告シールを貼った例であります。

参考の2)につきましては、市の収集ではなくて、収集運搬許可業者に収集されている集積所についてであります。

市内には、集積所に収集車両が進入できない等の理由から、排出者や管理者の意向等により、市ではなく、許可業者により収集されている集積所が約70箇所程度あると把握しております。

これらにつきましても、市が収集する家庭ごみと同様、不適正排出対策は講じていく必要があると考えております。

議題の①に関する報告は以上でございます。

【資料①の質疑応答】

三橋会長：それでは、資料1及び今説明いただいた資料2について、ご意見なりご感想なりがあれば、お出してください。例えば、今の説明でちょっとわかりにくかったので、ここはどういうことだということでも構いません。

— 質問・意見なし —

よろしいでしょうか。

それでは、今の資料 1 および資料 2 は前回の審議会で、委員の皆さまから詳しいデータを少し、ということで調べた結果なので、特にご意見などは、お有りにならないと思います。

それでは、さっそくですけれども、本日の中心的議題である「家庭ごみの不適正排出対策のあり方について」に入りたいと思います。

それでは、事務局の方から説明してください。

【議題②の説明】(家庭ごみの不適正排出対策の今後のあり方について：資料 3)

＜資料 3 家庭ごみの不適正排出対策の今後のあり方について＞

秋本課長：引き続き説明をさせていただきます

資料 3、「家庭ごみの不適正排出対策の今後のあり方(案)」をご覧くださいと思います。

こちらの資料につきましては、これまでご審議いただいた内容についてまとめたものでございます。

(不適正排出対策を検討するにあたって勘案すべき事項)

まず、1 ページでは、対策の検討にあたって勘案すべき事項として 4 点挙げております。

(1) として、市川市は、人口の転出入が多く、市外からの転入世帯が多いことや、全世帯の 3 分の 2 が集合住宅に居住しているという地域特性があることから、特に基本的な排出ルールの周知において、勘案すべき事項になると考えております。

(2) は、排出状況の悪い家庭ごみ集積所の調査結果であります。

資料の 2 でもご説明いたしましたが、調査結果においては、集合住宅の排出状況が悪いことが確認されており、その中でも特に排出状況の悪い賃貸や小規模な集合住宅への対策が重要になると考えられます。

(3) は、排出ルールが守られない要因についてであります。

排出ルールが守られない要因としましては、まず、「排出ルールを知らない」、次に「排出ルールの勘違い」、「排出ルールを守ろうとする意識がない」等が考えられますが、それぞれの要因に応じて、対策を検討していく必要があると考えております。

例えば、排出ルールを知らない市民へは広報・啓発的な手法が、排出ルールを知っていても守ろうとする意識がない市民に対しましては、訪問指導

等の手法が有効であると考えられます。

(4) は、ごみ集積所の特性やその集積所を利用する住民の特性であります。市からの情報が周知しにくい自治会の未加入者や、単身世帯、外国人等につきましては、自治会やじゅんかんパートナー、不動産管理会社、外国人コミュニティ等の協力を含めた周知方法の工夫が必要であると考えております。

(不適正排出対策の今後のあり方について)

続いて 2 ページをお願いいたします。

対策の今後のあり方としまして、前回までの資料と同様、「未然防止対策の強化」と「ルール違反ごみへの対応の厳格化」の 2 つの観点から、こちらの資料は構成しております。

内容につきましては、前回の資料と重複する部分が多くございますが、改めてご説明を申し上げます。

(1) 未然防止対策の強化

(1) 未然防止対策の強化のまず 1 点目としまして、「基本的な排出ルールの周知徹底」であります。

市民に対して基本的な排出ルートを周知することは、不適正排出対策の基礎となるものと言えます。

対策にあたりましては、従来から実施している周知活動等の強化に加えて、集合住宅対策、転入者対策として、不動産管理業者等との連携による周知を行っていくほか、自治会、じゅんかんパートナーや外国人コミュニティなどとの連携により、広く市民を対象にした排出ルールの周知を図っていくことが必要であると考えております。

また、排出ルールの徹底にあたりましては、基本的な排出ルールについては、条例等への明文化についても検討する必要があると考えております。

次に未然防止対策の 2 点目といたしまして、「ごみ集積所管理の強化」についてであります。

不適正な排出がされにくい集積所とするため、また、不適正な排出がされた場合に啓発・指導がしやすい環境づくりを進めるために、ごみ集積所の設置や管理のあり方、関係者の役割の見直しを図っていくことでもあります。具体的な対策といたしましては、集合住宅の排出状況が悪いという状況を

踏まえまして、敷地内にごみ集積所がない集合住宅については、敷地内への設置の義務化を検討することや、集合住宅の所有者や管理者との役割の明確化、また、連携の強化について検討していくことが必要と考えられます。

(2) ルール違反ごみへの対応の厳格化

続きまして、(2) ルール違反ごみへの対応の厳格化についてであります。

その1点目として、ごみの取り残しの徹底であります。

基本的な排出ルールの遵守を排出者に促すため、ルール違反ごみにつきましては、今後も継続して取り残しを徹底するものであります。

なお、ごみの取り残しによる周辺環境や交通安全への影響を考慮いたしまして、腐敗が進みやすい夏の時期や、路上のごみ集積所の設置場所によっては通学路の安全確保について留意するとともに、自宅の前を集積所として提供している方へ配慮して対応する必要があると考えております。

続いて、3ページをお願いいたします。

2点目といたしまして、ルール違反を繰り返す排出者への指導・罰則制度の検討であります。

排出ルール違反の多いごみ集積所におきましては、ルール違反ごみを開封調査して排出者の特定に努め、個別の排出指導を強化する必要が考えられます。

また、ルール違反が繰り返される排出者につきましては、規制的な手法が有効だと考えられることから、指導・罰則制度についても検討が必要であると考えます。

なお、指導・罰則制度の目的は排出ルールを遵守してもらうことや違反の抑止効果を期待するもので、罰則を科すこと自体を目的とする性質のものではないため、仮に罰則制度を導入した case でありましても、罰則の適用にあたっては、慎重に判断する必要があると考えております。

また、排出者特定のために開封調査を実施する場合には、プライバシーに配慮し、市民の安心が得られる実施方法に配慮する必要があると思われま。説明は以上であります。

【議題②の質疑応答】

三橋会長：今、事務局から家庭ごみの不適正排出対策のあり方について、説明がありました。この家庭ごみの対策につきましては、前回の審議会でも、皆さん、活発なご意見を出していただきました。

さらに、今の説明を通して、さらに加えたいこと、あるいはこういうようなことも考えたらいんじゃないか、そういったご提案のある方、自由にお出してください。

いかがでしょうか。

大場委員：大きく2点、確認を含めてです。

まず確認ですけれども、2ページの(1)の①の「基本的な排出ルールの周知の徹底」で、下の方に、条例等への明文化についても検討する必要があるとありますが、そのあとに、厳格化について述べられております。

1つはこういった明文化、もしくは条例化について。

それから、条例を作らないとなかなか市の徹底や、執行の際の正当性が、なかなか無いのか。

そのあたりは、条例を作るにあたっての意味を、簡単に結構です。

次に、広報。

1ページの(3)です。

排出ルール、これを守られない要因として、大きく3点挙げられていて、そのうち、「排出ルールを知らない」ということで、広報についてですけども。

これについては、今日いろいろ外国人の方への資料が出ておりますけど、ホームページにおいてです。

ごみのことについて、どういうふうに入っていくのかなと、ちょっと見てみたりしました。

ごみのアプリもありますけど、ごみのアプリは今のところ、日本語だけですかね。

そういった、大きくどんなところまでを考えているのか、広報が最も重要で、訪問指導やルールの勘違いなんかは、次の段階かなと思うんですけども。大きく2点、質問いたします。

秋本課長：まず1点目として、2ページ(1)①の後段にあります、「排出ルールの徹底にあたる基本的なルールについては、条例等への明文化について検討する必要がある」という部分については、条例化する意味合いで、よろしいでしょうか。

基本的な排出ルールにつきましては、現在の条例の中で、分別については努めるべきとして規定されております。

市川市の場合には指定袋制をとっておりますが、一般廃棄物処理実施計画の中での規定のみとなります。指定袋制というのは、市川市のごみの処理に関しては基本的なことであるから、それを条例または規則の方に記載し

てはいかがだろうかということで、こちらのほうを挙げさせていただいたところでもあります。

2つ目の質問の、1ページ目(3)の排出ルールの守られないごみについて、今後どのような形で広報・啓発を展開していくのか、ということの質問であったと思います。

こちらにつきましては、ルールを知らない、ルールの勘違いなど、特に自治会に入っていない方に多く見られると考えております。

このような方につきましては、前回もお話したような形で賃貸住宅等にお住まいの方であれば、不動産会社、または管理者へアプローチし啓発することを考えております。

特に、今年度強化すべきことということで、子育て世帯への周知・啓発を考えているところでございます。

そのほか、アプリにつきましても、単身者世帯に向けて、引き続き、広報・啓発を進めていきたいと思っているところであります。

以上です。

三橋会長：この条例の問題についてですね、この排出ルールの周知の徹底に関連した条例で、市川市の周辺の自治体に、例えば千葉市とか、そういうところでは既に条例化しているようなところはございますか。

今すぐ答えられなければ、調べて教えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

秋本課長：近隣において条例化しているところがございます。

船橋市につきましては、指定袋制について、条例及び規則で規定しているということを確認しております。

三橋会長：それと、今の問題とは別ですけど、ちょっと私から質問させていただきたいと思います。

2ページの、「基本的な排出ルールの周知の徹底」というところです。

今、説明を見ていてドイツの環境教育のことを思い出しました。

小学校段階での環境教育が徹底していきまして、子どもの方から、親に働きかけるという形で、家庭での3Rの問題に取り組んでいる。

そういうことで、子どもの役割が非常に大きいわけです。

この点について、金子委員にお伺いします。小学校の教育で、この不適正排出対策について学ぶことで、家庭にも影響を与え、排出ルールの周知徹底を進める方法も効果的だと思いますが、ご意見なりご感想などがあれば伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

金子委員：本校ではですが、つい先日、本校は二俣にありますので、クリーンセンターは近いので、毎年小学校4年生が歩いて、30分くらいかけて歩いてクリーンセンターの見学をしています。

そしてそこで説明を受けて市川市のごみがどのように処理されているかという勉強をして、またそれを聞いて、学校に戻ってきてからそれをまとめることをやっていますが、どのように、ごみが処理されていて、リサイクルを見て学んで、将来大人になっていくわけです。

市川市に住み続けるとしたら、やはり、小学校のうちに学んだことは、とても意味があると思います。

そして実際に、子どもたちが学ぶための、子どもにわかりやすいような教材といいますか、簡単なものであればいいので、あれば、実際に指導する先生としては、とてもありがたいということはあると思いますし、大変有効である思います。

三橋会長：私も、小学生を、基本的な排出のルール of 周知徹底の一員に加えた方がいいのではないかと思います。

生徒をお持ちになられる先生も、いい資料があれば、効果があるのではないかと、ご指摘がありました。いかがでしょう。

秋本課長：お答えします。市川市では、小学校4年生の社会科の授業、廃棄物の授業にとりあげていただきたいということで、そういった冊子ですね、いわゆる副教材として、「ごみ探偵団が行く」というタイトルで、ごみの処理についてわかりやすく作成している冊子があります。

その他、学校の方から要望があれば、こちらの職員が出向きまして、学校で出張授業をやらせていただいているところであります。

三橋会長：最後答申で、小学校の環境教育にも、言及できればと思います。事務局はテイクノートしてください。

安東委員：今の、子どものことなのですが、私の方の自治会は、子ども会というのがあるんですけども、その子ども会で環境クラブというのがあります。

市、県、国という形で、そこには、本当に膨大なごみに対しての、資料がたくさんあるんですね。

だからぜひ、議会の方とか、子ども会に入っている方は、環境クラブに入っていて、その資料を親に見せたり、もちろん親の方も子ども会に入っているんですけど、この辺の資料は本当に、この審議以上にたくさんありますので、ぜひ見ていただきたいなと思います。環境クラブというのがありますので。

三橋会長：非常に具体的で有意義なご指摘だったので、事務局の人は、記憶にとどめ

ておいてください。

松本委員：関連していますが、私今日、会議終了後も、循環型社会推進課の職員の方
にお願いをして、ごみの行方を、持参した USB に挿入していただきます。
6月に入ってから、鶴指小学校のユネスコサタデースクール、また、行徳小
学校の親子ふれあいフェスティバルがあります。

そこで、環境学習をお願いしたいと要請がありました。

鶴指小学校では、ごみの12分別について、お願いをされております。わか
りやすいクイズ形式で作っていただいたものを、私が伝えてまいります。

とにかく頑張っております。

25名くらいだそうです。

また、行徳小学校はクラスがいっぱいになるほど、親子が参加します。

ごみの12分別と、排出ルールを含めて、話をしております。

三橋会長：どうもありがとうございます。

秋本課長：ご意見ありがとうございます。

本市の、ホームページの中では、分別をしやすいように、また、ごみにつ
いて理解しやすいように、できるだけ動画で届けようということで、動画
をホームページに掲載しているところであります。

市川市のホームページの「ごみ」をクリックしていただくと、「ごみポータル
サイト」という項目がありますので、そこをクリックすると、一覧表が
出てきます。

その中で、啓発動画というところがございますので、こちらをご覧いただ
ければと思います。

そのほか、補足で恐縮なのですが、子どもへのごみの分別とリサイクルの
啓発をすると、それが保護者に伝わって啓発効果が生じます。

小学校4年生に対する副教材の配布や出張授業につきましては、以前から
やっているのですが、今年度からの取り組みとして、保育園の4歳、5歳児
に対して啓発をいたしまして、その内容を家庭で親御さんに話すという、
子どもを通じての親への啓発を狙った教室を行っていくことも、付け加え
させていただきます。

三橋会長：次、どうぞ。

福島委員：資料3について非常によくまとまっていると思うのですが、1の勘案す
べき事項でいうと、(1)(3)(4)というのは、一般的な要因といたしますか、
(2)は特に、特定できるという個別の具体的な要因になっているのかなと
思います。

(2)の今後のあり方についての、重点的に取り組んでいると書かれている

のですけども、どちらかというところの不適正排出について一般的な対策というのが、網羅的に書かれているように私には思われます。

で、そういうことでいくと、市川市においては資料 2 にあるように、この不適正排出の状況というのがどちらかというところ、ワンルームの賃貸の集合住宅というのが、1つ大きなターゲットといたしますか、目標としてありますので、今後のあり方のところでは、その部分を1つ、最重点と言いますか、項目的に出して対策をする。

そして、今書かれていることは、合わせて、併合的にやるという様な形にしたかどうかと思いましたがけれども。

三橋会長：ありがとうございました。それでは今の意見も参考にさせていただいて、最終的な答申の時に反映させてください。

ほかにございますか。

家庭ごみの不適正対策について。

柳沢委員：3 ページの②のなかの、プライバシーに配慮する必要があるというところで、ごみ、いつも私どもも、ごみ集積所でも、同じ方が同じように出すという傾向がどうしてもあるんですね。

そうすると、持っていないのであれば、当番が結局、自分たちのごみの袋に入れて出す、ということになってしまうのです。

それはそれで解決するのですけれど、やはり、これはこういうごみの袋に入れて、この曜日に出していただかないと、ということ、勘違いしているのか、よく知らないと思います。

そういう時に、その中を開けてどうのこうのだから、プライバシーがどうのこうのと、どういうふうに配慮したらいいのかなと、思っております。

秋本課長：開封調査におけるプライバシーへの配慮のことになります。

こちらは、他市の事例を説明させていただきます。

他市につきましては、開封調査をする場合、その場所でやるのではなくて、清掃事務所があれば、清掃事務所まで持ち帰って、職員が開封調査をしているということです。

また、不適正排出の写真を撮る場合には、排出者が分からないような形で、写真を撮ることにも配慮しているということは、聞いているところがございます。

三橋会長：プライバシーの問題は、非常に微妙な点もありますけれども、そのプライバシーに負けてしまって効果が上がらなくなるようなことになってしまっても困るので、市として、担当者は大変だと思いますけど。それは、きちんと今後、検討してください。

それでは次に、本日の審議会の中心テーマである「事業系ごみの不適正排出対策の方向性について」に移りたいと思います。

事務局から資料を説明していただきたいと思いますが、前は家庭ごみの不適正排出対策等について議論したわけですが、事業系については、今日がおそらく本格的な議論の始まりになると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

【議題③の説明】（事業系ごみの不適正排出対策の方向性について：資料 4）

＜資料 4 事業系ごみの不適正排出対策の方向性について＞

秋本課長：それでは、資料 4「事業系ごみの不適正排出対策の方向性について（案）」について説明いたします。

これは、10 分少々になると思うので、よろしくお願いします。

それでは、資料 4 の 1 ページをよろしくお願いいたします。

1 ページには、前回の審議会でご説明させていただきました、事業系ごみの現状に対する今後の検討課題を基本といたしまして、事業系ごみの不適正排出の対策の方向性について、主な検討項目の案を整理しております。排出事業者に対する対策の強化と、クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化の 2 つの項目から構成しております。

〔1. 排出事業者に対する対策の強化〕

それでは、2 ページをご覧ください。

まず 1 点目の、排出事業者に対する対策の強化であります。

事業系ごみを不適正に排出させない対策が重要と考えられます。

（1）排出事業者に対する、適正排出方法の広報・啓発の強化

その 1 点目といたしまして、排出事業者に対する、適正な排出方法の広報・啓発の強化であります。

事業所から発生するいわゆる事業系ごみは、集運搬許可業者に委託するか、または、事業者自らクリーンセンターに搬入しなければなりません。

しかしながら、一部におきましては、家庭ごみ集積所へ事業系ごみを排出する事例など、不適正な処理をしている事業所が見受けられるところがあります。

ごみの適正な排出が確認できていない事業者に対しましては、啓発チラシ

の送付や、個別訪問による啓発・指導を継続し、排出事業者責任の周知を図っていくものであります。

なお、一定規模以下の住居併用でかつ少量排出の事業所に限りましては、家庭ごみへの集積、家庭ごみ集積所への排出を認めているところでありませ

す。その要件といたしまして、延べ面積の 2 分の 1 以上が住居の用に供されていて、事務所の面積が 50 m²未満であること。そして、1 日の廃棄物の量が 5kg 未満という要件をクリアしたところは、家庭ごみの集積所に出すことを認めております。

加えまして、事業者責任における適正排出の確保とともに、基本的な分別ルールの遵守と、資源物の分別の徹底を図ることも重要なポイントであると考えられます。

現在、収集運搬許可業者への委託や事業者の自己搬入等、クリーンセンターまで適正に運搬されていても、搬入される事業系ごみには、燃やすごみへのビン・カン等の不燃物や、プラスチックやビニールなどの産業廃棄物の混入、そしてダンボールなどの容易に分別可能な紙類などの資源物の混入も見受けられます。

以上のことから、今後は、排出事業者責任の周知に加えて、事業所から発生するごみの基本的な分別ルールや資源化できる物の排出方法などが記載されました啓発チラシなどを用いて、収集運搬許可業者と連携して排出事業者にも周知を行っていきたいと考えております。

参考といたしまして、3 ページには、武蔵野市が排出事業者にも基本的なルールの啓発チラシを掲載しているところでありませ

す。事業所から排出されるごみと、資源物の分別方法や、搬入先が分かるようイラストなどを用いた啓発チラシを配布することで、基本的な分別ルールの遵守や、資源化の促進を図っているところでありませ

す。恐れ入りますが、2 ページにお戻りください。

(2) 事業系ごみを繰り返し不適正に排出する事業者への指導の強化

排出事業者に対する対策の強化の 2 点目といたしまして、事業系ごみを繰り返し不適正に排出する事業者への指導の強化についてであります。

家庭ごみ集積所に排出されるなどの不適正な処理や、それを繰り返す悪質なルール違反者に対しては、適正に処理している事業者との公平性や、不適正排出の抑止につなげるため、厳格に対応し、指導を強化していく必要があると考えております。

具体的には、事業系ごみが家庭ごみの集積所へ排出された場合は、開封調査による排出者の特定に努め、個別に適正排出を行うよう、指導してまいります。

また、開封調査などから、排出事業所を特定できない場合については、取り残しを行い、事業系ごみを家庭ごみ集積所へ排出することができない旨が記載された警告シールの貼り付けや、警告看板の設置を行ってまいります。

なお、留意事項といたしまして、家庭ごみの取り残しと同様に、夏季等の周辺環境への配慮を考慮していく必要があると考えております。

その他、悪質なルール違反者に対しましては、本市の条例により、撤去勧告・撤去命令、不適正排出者の公表等の措置が掲げられているところであります。

〔2. クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化〕

続きまして、4ページをお願いいたします。

2つ目の項目といたしまして、クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化であります。

基本的な分別ルールを守らなければ、搬入することができないといった対策を行うことによりまして、排出者へ抑止力が働くことが期待されます。

(1) 搬入ごみの展開検査による指導の強化

まず、1点目といたしまして、収集運搬許可業者によってクリーンセンターに搬入される事業系ごみの展開検査による指導の強化であります。

昨年度より不適正なごみ搬入を防止することと、事業系ごみの現状を把握し、今後の対策を立てるために、試行的に搬入ごみの展開検査を実施してまいりました。

この展開検査というのは、パッカー車がごみのプラットホームに来た時に、それを投入しないで、手前に降ろしていただいて、1つ1つ見ながら不適正な排出があるかないかということ調べるものでございます。

この搬入ごみの展開検査を継続していくとともに、今後は、検査回数を増やすなど取り組みを強化してまいりたいと思っております。

また、搬入ごみの展開検査の結果、燃やすごみへのビン・カン等の混入、産業廃棄物の混入が発見された場合には、持ち帰りの指示や改善指導を行うなど、収集運搬業者に対する指導を強化し、分別ルールが徹底されていない排出事業者に対しては、収集運搬許可業者を通しまして、啓発チラシの配布を行うなど、収集運搬許可業者と連携した取り組みによりまして、

分別ルールの徹底を図ってまいりたいと思っております。

(2) クリーンセンターの受入基準の厳格化

クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化の 2 点目といたしまして、クリーンセンターの受け入れ基準の厳格化であります。

クリーンセンターに搬入される事業系ごみの中には、基本的な分別ルールが守られていないものや、ダンボールなどの容易に分別できる資源物が一部含まれており、家庭ごみの減量・資源化を進めている本市の現状から、事業系ごみについても、減量・資源化を進めていかなければなりません。特に、資源化ルートが確立されております、排出事業者が分別することが容易である古紙類等については、今後も資源化が進まず、クリーンセンターに搬入されていくようであれば、受入制限の検討を行います。

また、基本的な分別ルールが守られていないごみの搬入も規制するため、クリーンセンターにおける受入基準を厳格に適用していくことも考えております。

この厳格化に伴いまして、受入基準を遵守しない排出事業者及び収集運搬許可業者に対して受入の拒否や指導制度についても検討を進める必要があると考えております。

5 ページから 6 ページまでは、参考といたしまして、大阪市における、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入規制の事例を掲載しております。

大阪市では、紙類の資源化を促進する観点から、大阪市一般廃棄物処理基本計画の中で資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止することを記載しております。

また、展開検査を随時実施しており、資源化可能な紙類の搬入が発見された場合には、持ち帰りの指示や、分別ルールの指導を行っております。

7 ページからは、資源化可能な古紙類や産業廃棄物の受け入れ基準を厳格化した千葉市の指導制度について掲載しております。

千葉市におきましても、清掃工場において展開検査を定期的に行っており、分別状況の悪い事業所を特定致します。

特定した事業所を市職員が訪問し、行政指導を行っているところであります。指導後もルールを守らない場合には、改善勧告・改善指導等を行う制度であります。

〔3. クリーンセンターにおける別降ろしスペースの利用の促進〕

続きまして、8ページ中段をご覧いただきたいと思います。

クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化の3点目といたしまして、クリーンセンターにおける別降ろしスペースの利用の促進であります。

現在、収集運搬許可業者が止むを得ずクリーンセンターに搬入するダンボールやコピー用紙、ビン・カン等の資源物につきましては、資源物の別降ろしスペースを設けることで、資源化を図っておりますが、受入量に限度があることや、許可業者の収集作業員によりましては、資源化に対する認知度が高くないことや、積極的な活用がされていない現状がございます。しかしながら、資源物の排出が少量の排出事業者の資源化をより一層促進するため、搬入された資源物が随時受け入れ可能となる体制を整備し、別降ろしスペースの利用の促進を図っていくことを考えているところであります。

9ページには参考といたしまして、クリーンセンターにおける別降ろしの回収状況を掲載しております。説明は以上であります。

【議題③の質疑応答】

三橋会長：ありがとうございました。

それでは、事業系ごみの不適正排出対策の方向性につき、1つは、排出事業者に対する対策の強化と、クリーンセンターにおける不適正なごみの搬入対策の強化と2つに分けて説明をいただいた訳です。

以上の説明に対して、ご意見なりご感想、ご提案があれば、お出しください。

説明についての質問でも結構です。

原木委員：2ページのですね、収集運搬許可業者に委託する際に、例えば燃えるごみ、ビン・カン、プラスチックは、業者が回収しているのでしょうか。

いつもうちの近所の場合は、1台の車が来ているので、私もはっきり見ていたわけではないのですが、どのような回収方法をしているのでしょうか。

秋本課長：回収につきましては、その事業者が排出した廃棄物の量によって、違ってくることもあります。

例えば、ビン・カン、紙類等が多い場合は、資源物のみを収集運搬する。

または、排出量が少ない事業所につきましては、可燃と資源物を分別していただきまして、一緒に収集しているところです。

原木委員：あの車と一緒に入れて大丈夫ですか。

秋本課長：一緒に資源物を収集する場合には、例えば、助手席を活用します。

または、パッカー車の運転席の屋根の方を活用する、側面を活用していただく。

原木委員：わかりました。

三橋会長：他にご質問は。

岩田委員：私も 2 ページに記述されていることに対して質問させていただきたいんですけども、1 つは、(2) の部分ですが、事業系ごみが家庭ごみの集積所に排出された場合の開封調査ということですけども、その家庭ごみの集積所では、これは事業系ごみだとかそういうのは、見た目というか、これは事業系ごみ、これは家庭から出されたごみというのは区別できるのかどうかということが 1 つ。

もう 1 点ですが、この後段「または」以下で、その違反事業者に対してというのは、条例により撤去勧告等を行っていくと書かれているのですが、これはもう既に、こういう条例があるということでもよろしいでしょうか。

秋本課長：いわゆる家庭系のごみと事業系のごみが集積所において区別できるのかということにつきましては、例えば同じ市の燃やすごみの指定袋にもし入れられたとしても、魚のアラが多いとか、または、ダンボールが多いとか、そういったことで判別可能であります。

または、集積所に出している方が、これは事業系ごみではないということで、市にご連絡をいただいて、我々は調査をしているところでございます。

2 点目の、条例についてであります。これは条例に規定がございまして、条例の第 24 条の 2、24 条の 3、24 条の 4 で指導勧告・撤去命令などを規定しております。

岩田委員：今まで適用した例はありますか。

秋本課長：はい。これまでは、それを適用した例はございません。

三橋会長：他にいかがでしょうか。

代谷委員：2 ページのことで、一定量以下の少量事業者と申しますか、要するにその違反している方の中の内訳に、こういう事業者も入る、違反が多いのか、その割合です。

どうも印象として、今お聞きしていると、一定規模の小さい事業所の場合に、抜け道、不適正な処理の方法があるというのが分かっているの、いくつか結局出せる状態になっていますよね。

少量なら家庭ごみ、こういうことが 1 つの抜け道になっていて、実際にそ

の件数ですよ、こういう事業者が多いのか、不適正に出されているのか。それとも一般に、その比率ですよ。

一般の事業者が多いのか、その割合というのは、お分かりになるのでしょうか。

秋本課長：まず、参考といたしまして、市川市内の事業所数は約 12,500 事業所がございます。

そのうち、いわゆる家庭ごみの集積所に出してよい事業所については、2,300 程度ございます。

それ以外が、適正に処理しなければいけない事業所でございます、10,200 程度あると考えております。

この中で、約 7,500 が、適正に処理をさせていただいているところであります。

適正に処理していないところは、約 2,700 事業所と認識しているところであります。

業種については、主に居酒屋やスナックなどの飲食店が適正に排出をしていない事業所であると捉えているところであります。

三橋会長：はい。よろしいですか。

福島委員：事業系ごみの不適正排出といった時に、何が不適正なのかというところが、理解力不足というところもあるんですけども。

いわゆる、地域によって事業系一般の分別区分が違いますけども、この市川市のなかで、いわゆるどこが不適正の問題になっているのかっていうのが、少しこの、現状と課題みたいなものが無いものですから。

対策から始まっているので、その事前のところをお教えいただければと思います。

秋本課長：まず 1 点目、不適正とは、につきましては、本来であれば、事業者の責任においてごみ処理施設に搬入しなければいけないものが、家庭ごみの集積所に排出されていることが 1 つ、不適正排出であります。

もう 1 つが、基本的な分別をしていないところが不適正排出として捉えているところであります。

たいへん恐縮ですが、3 ページの武蔵野市の例を見ていただきたいと思います。

こちらのチラシにつきましては、いわゆる清掃工場に排出していい一般廃棄物と、産業廃棄物として清掃工場、クリーンセンターに搬入できないものの例でございます。

市川市の場合も同様でありまして、クリーンセンターに搬入できる事業系ごみにつきましては、こちらの生ごみと燃やすごみ、または古紙について

は再資源化ということでご案内しております。

資料の右側の、例えば、排出されるごみの中に、プラスチック類であるとかガラスや陶器類であるとかそういったものが、分別されずに、混入されている、そういったことを不適正排出というふうに捉えているところがございます。

三橋会長：よろしいですか。

福島委員：今の説明で、その古紙については、持ち込んでいいのかいけないのかということが分からなかったのですけども。

秋本課長：古紙については、再資源化できる古紙については、できるだけリサイクルに回していただきたいと、お願いしているところであります。

止むを得ず持ち込む場合は、クリーンセンター内に設置している別の降ろし場に降ろしていただきたいというところであります。

三橋会長：はい、よろしいですか。はい、どうぞ。

安東委員：事業者の方が市の施設に持ち込むということですけど。その事業者に出す会社がありますよね、個々の会社が。

その会社の方たちは、プラスチックとかそういうものは、分別しているのかどうかは、把握していますか。

私が知っている会社は、していないんです。

事業者が、カンとビンと壊れた燃えないもの、その分別はしているんですけど、プラスチックとかダンボールというのは一切していないんで、そういう方たちを指導するというのは、私たちのように、一般ごみのように考えていいんですか。

石井委員：市川清掃業協同組合の石井です。

まず初めにですね、事業系一般廃棄物というのが、法律上微妙な位置にあるということがまず1つあります。

武蔵野市さんの資料を見ると、一般廃棄物か産業廃棄物かというのは分かれてしまっているんですが、産業廃棄物のほとんど、燃えないごみとしては、市川市さんでは受け入れてくれている、一般廃棄物ということになっています。ですから、こういってしまうのは何ですが、不燃物というものはなくなってしまうことになります。

先ほど、プラスチックの話があったのですが、容器包装リサイクル法のプラスチックというのは、一般家庭から出るものだけですね。

だから事業所から出るものは、産廃として扱うしかないのですが、これが少量だった場合に本当に産廃で処理できるかということ、なかなか難しいところがあって、そうなるともう結局、クリーンセンターに直接搬入しても

らって、燃えるごみの中に入れていただいて、焼却していただいて大丈夫ということで、排出している業者が多いと思います。

秋本課長：そういった現状はありますが、事業系ごみの展開検査、いわゆる内容物の検査、前回の資料の中で、写真で紹介させていただいているのですが、段ボールや発泡スチロール、ビニールなどが多くなっているような現状でございます。
それを私どもも課題だと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

三橋会長：ありがとうございました。

他にございますか。

それでは、時間の関係もございますので、次のテーマに移りたいと思えます。

事業系ごみの不適正排出対策などについて、後で、こうしたらいいということであるとか、こうしていただきたいということがあれば、ファックスなりで、事務局の方にお知らせください。

【報告①】（平成 28 年度のごみ排出量等の実績について：資料 5）

三橋会長：それでは次に、報告事項に移りたいと思えます。

まず、平成 28 年度のごみ排出量等の実績について説明をお願いいたします。

<資料 5 平成 28 年度のごみ排出量等の実績について>

秋本課長：それでは資料 5、平成 28 年度のごみ排出量等の実績について報告をいたします。

（1 総排出量）

まず、人口とごみ排出量の推移であります。

人口につきましては、平成 28 年度は 27 年度と比べて約 4,300 人、0.9%の増加となりました。

一方、総排出量は、約 2,000 トン、約 1.5%の減少となっております。

総排出量の内訳につきましては、下の表でお示ししておりますが、ごみの排出量は全体的に減少傾向にあります。

要因としては、景気の低迷や市民の消費行動の減少による影響が考えられます。

総務省統計局の実施している家計調査結果におきましても、家計消費支出

は消費税が増税された平成 26 年度以降、3 年連続で減少となっており、消費の減少に伴ってごみの排出量が減少したことが考えられます。

また、資源物につきましても、消費の減少によるほか、容器類につきましては軽量化の影響や、紙媒体につきましても、電子端末の普及などに伴う、減少傾向が続いていることが考えられます。

一方で、資源物のうち、1 部の品目で収集量が増加しております。まず、段ボールであります。

ダンボールは約 60 トン、率にすると約 2%の増加となっております。

それにつきましては、通信販売が普及しまして、配達時に使用されたダンボールの増加が要因として考えられるところであります。

また、プラスチック製容器包装類の収集量も、約 50 トン、率にいたしますと約 1%の増加となっております。

それにつきましては、人口も同様に約 1%増加していることから、1 人あたりの排出量としては、同程度で比例推移したと考えられます。

次に、収集量と持込量の推移であります。

主に家庭系ごみである収集量が減少しているのに対しまして、主に事業系ごみである持込量が増加しております。

過去 5 年の推移を見ましても収集量は減少傾向にあるのに対しまして、持込量は横ばい状況にあることから、今後、事業系ごみの減量対策の強化が必要であると考えております。

（2 1 人 1 日あたり排出量）

続いて、2 ページをご覧ください。2 ページから 4 ページまでは、基本計画で数値目標を定めております指標に関する推移を示しているところであります。

2 ページの、資源物を含めた 1 人 1 日あたりの排出量につきましては、基準年度である平成 25 年度から 58 グラム減少をしております。

下のグラフにあります家庭ごみの収集量の内訳を見ますと、資源物の収集量も減少しておりますが、1 人 1 日あたりの家庭ごみの収集量が、平成 27 年度から 28 年度までマイナス 20 グラムと、ここ数年間では、比較的多く減少しているものであります。

（3 資源化率）

また、3 ページの資源化率につきましては、27 年度と 28 年度では 0.3 ポイントの減少となりました。

今後、分別を徹底することに加えまして、将来的には、焼却灰の再資源化

の拡大を図っていくことも課題というふうに考えております。

(4 焼却処理量)

次に焼却処理量であります。ごみの焼却量に関して、一定の進捗は見られるものの、目標値の達成には、ごみの減量・分別の徹底を図っていくことが必要な状況にあるといえます。

(5 最終処分量等の推移)

4 ページは、最終処分量の推移であります。

これもごみの焼却量と同様に、一定の進捗はあるものの、目標値の達成には、ごみ減量・資源化のペースを上げることが必要な状況にあるものと考えております。

平成 28 年度のごみ排出量の実績についての報告は以上でございます。

三橋会長：はい、実績の説明がございました。

これについて、ご確認したい方とか、わからないこととかある方はご確認ください。

— 質問・意見無し —

よろしいですかね。

【報告②】(ごみ収集回数の変更後の状況等について：資料 6)

それでは、次に、ごみ収集回数の変更後の様子について、説明をお願いいたします。

<資料 6 ごみ収集回数の変更後の状況等について>

秋本課長：はい。それでは、ごみ収集回数の変更後の状況等についてご報告させていただきます。

(1 ごみ収集回数の変更の概要)

本年 4 月 1 日より、ごみの減量・資源化の促進と、収集業務の効率化を目的といたしまして、ごみ収集回数及び収集曜日の変更を実施いたしました。

(2 ごみ収集回数変更後の体制)

変更後の体制として、主なものを申し上げますと、

- (1) として、ごみ収集回数の変更とあわせまして、すべての品目について年末年始を除き、祝日の収集を実施しております。
- (2) はごみ収集コールセンターの設置についてです。収集日にごみが収集されない場合の問い合わせ先として、設置したものであります。問い合わせの内容や件数については、次のページで説明をいたします。
- (3) といたしまして、収集日や分別の誤った排出については、取り残しと警告シールの貼付を実施しております。
- (4) として、市職員によるパトロール実施や
- (5) として、じゅんかんパートナーによる集積所の見廻り強化を行っております。

参考に収集日を誤って出されたごみに貼ってあるシールのイメージを載せております。

(3 問い合わせ内容・件数)

2 ページをお願いいたします。平成 29 年 4 月の市に対しての電話対応などの問い合わせ件数であります。

(1) は内容別になっております。問い合わせ件数といたしまして、市への問合せが約 3,500 件、コールセンターへの件数が約 2,500 件、合計で約 6,000 件となっております。

内容別に見ますと、市へは収集日や分別に関する問い合わせが多くありました。コールセンターにつきましては収集依頼に関する問い合わせが多かったことが確認できます。

(2) は時期別であります。問い合わせのピークにつきましては、ごみ収集回数の変更直後である、4 月 3 日からの 1 週間となっており、その後は、時間の経過を経て件数も減少しているところでございます。

最終日が増加しているこの要因であります。ゴールデンウィークを控えた祝日の収集に関する問い合わせが、これは例年多いのですが、そういったものが多かったものであります。先ほどご説明したとおり、ゴールデンウィークを含めて祝日の収集を今年度より実施しております。

連休後は、問い合わせ件数も落ち着いてきており、これまで特に大きな問題も生じていないことから、円滑に制度を実施できたものと考えております。

(4 今後の方針)

最後に今後の方針についてです。引き続きごみの収集回数変更やごみの減量・分別の促進に向けた広報・啓発を引き続き実施していくほか、ごみの排出量等の状況を見て、効果を検証していきたいと考えております。ごみ収集回数変更後の状況についての報告は以上であります。

【報告②の質疑応答】

三橋会長：ごみの収集回数についてはいかがでしょうか。

4月はいろいろ問い合わせがあったわけですがけれども、連休明けはもうだいぶできているということによろしいですね。

で、周知徹底していると。

それでよろしいでしょうか。

金子課長：清掃事業課です。

ゴールデンウィーク明けから、だいぶ落ち着いてきました。

ただ、当初は収集曜日の問い合わせが多く、収集回数に関する問い合わせや内容は少なくなってきたのですが、収集時間の問い合わせの内容がちょっと濃くなっていますので、収集時間に関してはちょっと長い期間要すると思います。

三橋会長：他にご質問ある方はいますか。

大場委員：1つはですね、この4月から新しく収集回数と、それからごみの、燃えるごみとかビン・カンですか、曜日というか週が変わって収集するようになって。

市民の方で混乱はあるのかですね。

また、どういった声があるのか。

それから、始めたばかりですから、収集時間ですかね、私の地域でも変わっていますが、当初は14時くらいまでに収集。

でも、よく見るのはやっぱり、回数減りますから、非常に集まっているごみの量がものすごい量になりますよね。

実際に、想定されていたと思いますけど、どのような現状になっているのか。

それから今朝ちょうどですね、清掃、その収集している業者さんの方がステッカーを貼っているところを見かけたんです。

やっぱりかなり時間かかっているなど、パッカー車をとめて、汗をぬぐいながら一生懸命書いて、落としてしまったペンを拾ったり、その辺の作業効率だとか作業負担がどのように収集時間に影響しているか。

2番目の、2ページですね、問い合わせ件数についてもご質問します。

これにまだ書かれていないのが、ステッカーを貼った件数はどういうふう
に把握しているのか。

分類等です。

それから、コールセンターに上がってきた様々な要望だったり意見だつたり
があると思いますけども。

今後そういった中から、見直しというか、今後の推進にあたっての意見、
参考にできる意見があがっていないのかどうか、私たちに、この審議会に
伝えていただけるものがあるのかについてお願いします。

金子課長：清掃事業課です。

改正後の混乱というのは収集時間というのが1番多くございました。

あとは収集日ですね、やっぱり当初はみんな週3のつもりで出している状
況がありましたが、今は、だいぶその声は収まっている状況でございます。
現在も確かに収集も週2回になりまして、量が増えている、全体的には量
が増えています。

本当に歩道までふさいで出てしまうところは、今まで週3であっても出し
方の悪い置き場。

そこが週2になったことでさらに悪くなっている状況はございます。

それは全体では増えてはいるのですけども、よほど悪いところはある程度
ピンポイントでうちの方で把握してますので、そこについては市の方で啓
発なり、また直接現地に行って対応はしているところでございます。

ステッカーの件数については集計中なので、またお知らせしたいと思いま
す。

あと、コールセンターに関する要望ですけれども、コールセンターができ
たことですね、市民の方から、コールセンターにある程度電話をすれば
話がつくといいですか、対応が迅速になったという声を聞いています。

今まで清掃事業課にこういう電話は全部、収集の取り漏れだとか、収集が
まだ来ないとか、そういう問い合わせは清掃事業課を通して各会社に電話し
ていたのですが、今回組合事務所が入ったことで、それぞれが収集車に
GPSを積んでいます。

位置が分かるのですが、どこにいるのか。

で、例えば電話をいただいた方の住所を聞けば、近くにいる車に連絡して、
収集するとか、そういったことで収集効率がだいぶ良くなったところでご
ざいます。

三橋会長：よろしいでしょうか。

金子課長：あと、ステッカーの収集効率の話ですけど、私どもの方に入ってくる声が、
ステッカーを貼られることで、なんで残されたか分からないという方から、

何が悪いんだという苦情が来るということでございます。

やはりあのステッカーの作業効率の話もありますけれども、やはり残したごみに対してこういうことが悪いから残しましたよということの貼ることは必要と考えております。

【報告③】（次期クリーンセンター施設整備基本計画：資料7）

三橋会長：それでは、次の報告、次期クリーンセンター施設整備基本計画について説明してください。

＜資料7 次期クリーンセンター施設整備基本計画について＞

阪田課長：清掃施設計画課です。

今年の3月に、作成いたしました「次期クリーンセンター施設整備基本計画」についてご報告させていただきます。

資料7の方をご覧ください。

昨年4月のこの審議会で、次期クリーンセンターの施設整備基本構想、これを作成したことをご報告いたしましたが、基本計画は、基本構想よりさらに一步踏み込んだ内容について検討し、とりまとめたものになります。そのため、個々の設備等につきましては、専門的な内容になっておりますので、この場でのご報告につきましては、一般的な部分をメインに説明させていただきます。

(1. 基本計画策定の目的)

まず1枚めくっていただきまして、見開き左上1の「基本計画策定の目的」についてですが、基本構想において、この青い四角の中の①から⑤にあります5つの施設整備基本方針を定めましたので、その基本方針を実現するための基本的事項を定めることを目的としております。

(2. 建設計画地)

次に、2の建設計画地についてですが、基本構想と同様、現クリーンセンターの南側隣接地としております。

現クリーンセンターは工場棟と管理棟とに分かれておりますが、管理棟はまだ使用できることから、次期クリーンセンターでは、現在の管理棟を改修して引き続き再利用する計画としております。

(3. 施設規模)

続きまして3の施設規模についてですが、現クリーンセンターは日量600

トンの施設規模を有しておりますが、ごみの減量が推進されたことから、次期クリーンセンターでは現施設の約 3 分の 2 の施設規模とし、基本構想から災害廃棄物の割合を見直すことにより日量 396 トンの施設規模としております。

(4. 焼却処理方法)

次に右側のページに移りまして、4 の次期クリーンセンターの焼却処理方式ですが、全 4 回の有識者ヒアリングにおいて、有識者からいただいた意見を踏まえ、本市にふさわしい処理方式としてストーカ方式といたしました。この処理方式は、現施設と同じであり、全国的に最も採用実績が多く、技術的に成熟しているもので安定的な稼働ができる処理方式でございます。

(5. 効率的な熱エネルギーの回収)

次に 5 の効率的な熱エネルギーの回収についてですが、現施設においても、ごみの焼却による熱エネルギーを回収し発電等を行っておりますが、さらに効率の良い熱エネルギー回収を行い、CO₂の発生を抑制し地球温暖化防止に寄与する施設を目指していきます。

(6. 災害対策)

次に 6 の災害対策ですが、地震や水害等に対して強靱な施設となるよう計画しており、災害時には安全のため緊急的に焼却炉を立ち下げることができるようになると共に、停電していても炉を立ち上げられるよう、非常用発電機や燃料、運転に必要な薬剤や用水を敷地内に確保する計画としております。

災害廃棄物の処理拠点となることや、この図の点線で囲まれた中に示すような発電や余熱によるエネルギー活用の可能性について、市川市の地域防災計画と整合を図りながら防災拠点としての位置づけを検討してまいります。

(7. 公害防止基準)

続きまして裏面の 7 の公害防止基準についてですが、ほとんど基本構想時と変わっておりませんが、今後、水銀が新たに規制の対象となることから追加しております。

(8. 概算建設事業費)

次に 8 の概算建設事業費についてですが、基本構想では平成 26 年度の実績

価格を基に算出しておりましたが、基本計画では平成 27 年度の実勢価格を基に算出しております。

近年、東京オリンピック等の影響と思われる労務単価、建築資材の高騰の影響で実勢価格は上昇を続けており、概算建設事業費は基本構想時の約 274 億円から約 289 億円となっております。

今後も建設費高騰の動向を注視しながら、事業費の見直しを行ってまいります。

(9. 事業スケジュール (案))

最後に 9 のスケジュール (案) についてですが、平成 31 年度に建設事業者を選定し、平成 32 年度に工事に着手、平成 36 年 4 月の供用開始を目指しております。次期クリーンセンター施設整備基本計画の概要についてのご報告は以上でございます。

【報告③の質疑応答】

三橋会長：はい。次期クリーンセンター施設整備基本計画について、今、説明をいただきました。

基本的な概要であるけれども、内容はお分かりいただけたでしょうか。付け加えてご質問等あれば、お出しください。

— 質問・意見なし —

比較的簡明に説明していただけたかなと思います。

【報告④】(衛生処理場の運営について：資料 8)

三橋会長：それでは次の、衛生処理場の運営についてお願いします。

<資料 8 衛生処理場の運営について>

田米開所長：資料の 8、市川市衛生処理場の運営について述べます。

(1. 衛生処理場の概要)

衛生処理場は現在市の職員による直営で運営しておりますけれども、平成 30 年 4 月より、包括委託による運営方式を行う予定となっております。

そこで現在、委託にむけて準備を進めているところでございまして、本日はそのご報告をさせていただきたいと思っております。

まず、衛生処理場の所在地としましては、京葉線の二俣新町駅の海側の方

になります。

稼働開始は平成 12 年の 4 月で、平成 9 年度から 3 年間の継続事業として建設されました。処理方法は提示されている通りですけど、処理能力は 242kL/日でございます。

これはおおよそ、バキュームカーで 100 台分程度とさせていただいてよろしいかと思えます。

(2. 衛生処理場の運営方法について)

2 番目の衛生処理場の処理方法についてですけども、衛生処理場は稼働開始から 17 年が経過して設備機器の更新等維持管理のコストの増加が見込まれました。

平成 27 年度から、今後の施設の運営の方法を検討した結果、施設全般について、長期に包括委託した方が、施設運営や施設整備の面でも安定的でかつ経済的に行え、財政の平準化が図れることから、平成 30 年度より、運転や施設の維持管理、薬品購入などの用役管理等、運営を委託する包括委託を行うこととなりました。

(3. 今後のスケジュール)

3 番目、今後のスケジュールです。

この 4 月 28 日に公告を始めました。

そして先週末に、参加者に参加資格の通知を出しています。

今後は、参加者から技術提案などの書類の提出を受けまして、提案内容のヒアリングなどを実施いたします。

10 月下旬には事業者を決定、その後、契約の締結、委託先との引継ぎ期間を経まして、30 年 4 月から、開始する予定となっています。

衛生処理場についての報告は以上でございます。

【報告④についての質疑応答】

三橋会長：今の報告について、ご意見等ございますか。

柳沢委員：東菅野にある汚水処理場と我々は聞いてますけども、あそこはこことは違うのですか。

田米開所長：それは、下水道の関係の処理をされていて、二俣にある方は、いわゆる浄化槽であるとか昔でいう生し尿といいますか、そういったものを処理する施設でございます。

柳沢委員：ごめんなさい。何も知らなくて。

三橋会長：包括委託をする事業者は何社くらいありますか。

田米開所長：今後ヒアリングを行ってですね、プロポーザル方式をとりますので大変失礼ですけど、ちょっと何社というのは答えづらくて、あの一応数社というふう
に答えさせていただきます。

三橋会長：それでは、他に皆さん何かございますか。

【事務連絡等】

時間の関係もございますので、事務局の方に、何か連絡事項があればお願い
します。

西倉主幹：では事務局の方から報告させていただきます。

次回の審議会の開催日についてでございますが、事前に委員の皆様と調整
させていただいた通り、7月21日の金曜日10時から、場所は本日と同じ
市川南仮設庁舎で開催いたします。

また、正式な開催については後日皆様の方には郵送させていただきたいと
思います。

また、事務局としましては、次回の会議を含めてあと2回の会議において
答申の案についてご審議いただきまして、10月を目途に答申を取りまとめ
たいと考えております。

どうぞよろしくお願いいいたします。

事務局からは以上でございます。

【閉会】

三橋会長：それでは、以上をもちまして、「第83回市川市廃棄物減量等推進審議会」
を閉会したいと思います。お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

(閉会：午前11時30分)